

工事設計認証に係る主な手数料

1. 新規手数料

単一の種別の無線設備に係る申込の場合の1件当たりの手数料

特定無線設備の種別 証明規則第2条第1項	略 称		認証基本 手数料(円)	試 験 手数料(円)	環境試験 追加費用(円)
1 第8号	特定小電力機器	ミリ波レーダー及び移動体検知センサー	300,000	120,000	120,000
		体内植込型医療用データ伝送	300,000	120,000	—
		その他	300,000	90,000	—
2 第11号の3	DS-CDMA 携帯無線通信陸上移動局		250,000	120,000	120,000
3 第11号の7	T-HCDMA 携帯無線通信陸上移動局		250,000	120,000	120,000
4 第13号	小電力セキュリティ		300,000	90,000	—
5 第19号	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム		150,000	90,000	—
6 第19号の2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム		150,000	90,000	—

I T-HCDMA 携帯無線通信陸上移動局又は T-HCDMA 携帯無線通信基地局等において、DS-CDMA 携帯無線通信陸上移動局又は DS-CDMA 携帯無線通信基地局等と複合無線設備（この場合、1の送受信装置に限る。）である場合には、認証基本手数料の額を上記の表に関わらず 10 万円とします。ただし、II は適用しません。

II ISO9001 認定を受けていない工場で製造されている申込設備に係る手数料は表に定める認証基本手数料の額に 6 万円を加算します。

III 複合無線設備に係る申込の場合は、手数料の最も高額なものの額（同時申込割引との併用時においては、同時申込割引を適用した後の額）に、その他の無線設備の手数料の額の 1/2 を加算した額とします。（同一の筐体内に同一種別の複数送信機があり別々の証明となるもののうち、共通部分について審査の一部省略ができるものは、2 つ目の審査手数料についても同様とします。）

IV 試験手数料

(注 1) 一の特定無線設備が提出された場合 (TELEC で試験を実施する場合) の試験手数料は、表に定める認証基本手数料の額に試験手数料を加算します。

(注 2) 2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システムと 2.4GHz 帯小電力データ通信システムによる複合無線設備に係る申込の場合は、試験手数料の高額なものの額に、その他の無線設備の試験手数料の額に 0.7 を掛けた額を加算した額とします。

(注 3) アンテナ一体型試験法又は空中線特性試験を行う際に電波無反射室(暗室)を使用する場合は、表に定める試験手数料の額に1件当たり 10 万円(試験が複数の日に、またがる場合は、日数に 10 万円を乗じた額)を加算します。ただし、複合無線設備については、1件とみなします。

(注 4) 比吸収率(SAR)の試験を行う場合は、表に定める試験手数料の額に測定の条件に応じた額を加算します。

(注 5) 試験結果が技術基準を満たさなかったため、補正後に再試験を行う場合は、TELEC と申込者双方が協議の上、実施した試験に相当する手数料について請求する場合があります。

(注 6) 申込の取り下げ(試験予約キャンセルを含む)があった場合は、2 万円請求します。既に試験を実施した場合は、その試験手数料を加算します。

試験の実施前に取り下げがあった場合は、試験を予約した日の 4 日前から 2 日前まで(センターの休日は含まない)は試験手数料の 30% (100 円未満は切り捨て)、前日は 100% のキャンセル料を請求できるものとする。申込者側の事情で、試験日を変更した場合もキャンセル料の対象とします。

V お申込みの内容により、上記のほか手数料に増減が発生する場合があります。

上記の特定無線設備の種別を含め、手数料の詳細については、お問合せ下さい。